

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年11月1日から19年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、11年11月は41万円、同年12月から13年2月までは44万円、同年3月は53万円、同年4月から14年9月までは44万円、同年10月から15年3月までは41万円、同年4月から同年6月までは44万円、同年7月から16年4月までは41万円、同年5月から19年3月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月25日から19年4月1日まで

申立期間当時の給与明細書によれば、私の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額よりも高いので、同事務所の記録を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した平成11年11月から15年10月までの期間、同年12月から16年8月までの期間、16年11月から18年12月までの期間、19年2月及

び同年3月の給与明細書並びにA社が提出した14年12月から19年3月までの期間に係る賃金台帳等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間のうち、11年11月1日から19年4月1日までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成11年11月は41万円、同年12月から13年2月までは44万円、同年3月は53万円、同年4月から14年9月までは44万円、同年10月から15年3月までは41万円、同年4月から同年6月までは44万円、同年7月から16年4月までは41万円、同年5月から19年3月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務の履行については、事業主は、給与計算事務の誤りを認めている上、申立人が提出した給与明細書及び当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月25日から同年11月1日までの期間については、申立人が提出した給与明細書では、事業主による厚生年金保険料の控除額は確認できず、このほか、申立人の当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 649 (事案 112 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、新たな資料として、「職長教育に係る受講証」を添付し、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無い、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している、iii) 申立事業所は、「出張所に勤務していた社員のうち、現場監督者や運転手ではない社員は、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している、iv) 申立事業所が加入していたB国民健康保険組合における申立人の加入記録は無い、として既に当委員会の決定に基づく平成20年11月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに申立期間に職長として勤務していたことを示す資料として、昭和52年9月5日付けの「職長教育に係る受講証」を提出したが、A社は、職長教育の受講対象者について、「ほかの会社に勤務することになったとき、本人のためになると考え、正社員、臨時労働者を問わず受講させた。」と証言している上、当該資料には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 27 日から同年 9 月 20 日まで
私は、昭和 42 年 3 月 27 日から同年 9 月 20 日まで、A社の社員として、B事業所で働いていたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社の社員として、B事業所で働いていたと主張しているが、A社は、申立人の勤務及び申立期間における厚生年金保険への加入について、当時の人事記録、給与台帳等の関連資料が無いため不明と回答しているとともに、同社との契約により昭和 39 年 5 月からB事業所のC業務を受託しているD社は、「当社には、当時の人事記録等が無いため申立人が勤務していたかどうかは不明であり、当社が保存する昭和 42 年の厚生年金保険の資格喪失に係るデータの中には、申立人の名前は無いため、申立人は厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人は、申立期間にB事業所の所長及び同僚の名前を記憶しておらず、申立人から名前の挙がった所属長も既に死亡している上、申立期間当時にA社及びD社にそれぞれ勤務していた複数の社員からは、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、A社及びD社が加入するE健康保険組合は、「当組合が保存する組合加入者データの中には、申立人の加入記録は無く、所属先をB事業所とする加入者もない。」と回答している上、A社に係る厚生年金保険被保険者名

簿及びD社に係る厚生年金保険被保険者名簿のいずれにも申立人の氏名の記載が無く、整理番号には欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 7 日から 51 年 4 月 12 日まで

私は、昭和 48 年 10 月 3 日から 53 年 8 月 26 日まで A 社に継続して勤務していたが、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。その間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務期間は特定できないものの、複数の同僚の証言から申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月 2 日から同年 4 月 12 日までのについては、雇用保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 50 年 3 月 7 日から 51 年 3 月 1 日までの間は雇用保険の加入記録が確認できない上、申立期間当時、A 社が加入していた B 厚生年金基金における申立人の加入記録は確認できない。

また、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、資格喪失年月日が昭和 50 年 3 月 7 日、資格取得年月日が 51 年 4 月 12 日と記載されている。

さらに、A 社の総務担当者は、「申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い。」と証言している上、複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月

A社に勤務していた平成 15 年 6 月に役員賞与が支給されたが、これが年金記録に反映されていないため、申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、平成 15 年 6 月に役員の利益処分賞与の支給を受けていることは、A社からの回答により確認できる。

しかしながら、A社は「ご本人から年金保険料を控除した事実は無い。」と回答している上、同社事務担当者は「総報酬制への移行時期で賞与支払届の提出が漏れたのではないか。」と証言している。

また、平成 15 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。